

秘密保持契約書

_____ (以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)とは、乙が資本業務提携等に係る取引を検討する目的(以下「本件」という。)に関連して、甲から乙に対しまして乙から甲に対し開示される情報の取扱いに関し、次の通り秘密保持契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(秘密情報)

本契約において秘密情報(以下「本秘密情報」という。)とは、文書、口頭、電子メール又は外部記憶媒体など媒体の種類およびその他有形無形を問わず、本件に関連して甲および乙のうち情報を開示する側(以下「情報開示者」という。)から甲および乙のうちその開示された情報を受領する側(以下「情報受領者」という。)に対し、開示される一切の情報をいう。ただし、次に定めるものは、本秘密情報から除外するものとする。

- (1) 情報開示者が開示した際に既に公知であった情報
- (2) 情報開示者が開示した後に情報受領者の責めによらないで公知となった情報
- (3) 情報開示者が開示した際に既に情報受領者が秘密保持義務を負うことなく保持していた情報
- (4) 情報受領者が秘密保持義務を負うことなく独自に第三者から入手した情報
- (5) 情報受領者が情報開示者から開示された情報によらずして独自に開発した情報

第2条(秘密保持)

1. 情報受領者は、本秘密情報について厳に秘密を保持し、本件に関連して本秘密情報を必要とする情報受領者及び情報受領者の関係会社の役職員(以下「本受領権者」という。)以外の者に対し本秘密情報を一切開示または漏洩してはならず、また、本件に関連する以外の目的で本秘密情報を使用・流用してはならない。但し、本受領権者がその事務を委任する弁護士、公認会計士又は税理士等の法令上の守秘義務を負う者に対して必要な限りで開示する場合はこの限りでない。
2. 情報受領者は、法令に従う場合、または権限ある官庁・公署・東京証券取引所その他の金融商品の取引機関に届出・報告・通知し、もしくはそれらの要請・命令に従う場合には、情報開示者の承諾を要することなく、本秘密情報を開示することができる。

第3条(本受領権者に対する開示)

前条第1項に従い、情報受領者が本受領権者に本秘密情報の開示を行う場合には、情報受領者は、本秘密情報の機密性について本受領権者に対し十分かつ適切に説明し、本受領権

者が本秘密情報について本契約による情報受領者の義務と同様の秘密保持義務(以下「本秘密保持義務」という。)を負うことを確認するものとする。また、情報受領者は、本受領権者にその在職中または退職後を問わず、またはその契約期間中もしくは契約終了後を問わず、本秘密保持義務を遵守させなければならないものとし、本受領権者の本秘密保持義務の一切についてその責任を情報開示者に対し負うものとする。

第4条(秘密情報の消去・廃棄)

1. 情報受領者は、本秘密情報について、情報開示者が要求したときは直ちに、情報開示者の指示に従い、記録媒体等に記録された一切の本秘密情報を消去し、本秘密情報の記録された資料等(複写・複製・翻訳物を含む。)を廃棄しなければならないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、情報受領者の稟議書等に組み込まれ、分離して消去・廃棄処分することが情報受領者の内部ルールまたは手続上著しく困難となったものについては、情報受領者は情報開示者に対して消去・廃棄処分する義務を負わないものとする。
3. 情報受領者は、本条第1項により本秘密情報を消去・廃棄処分した後においても、また、前項により本秘密情報の消去・廃棄処分を行わなかった場合においても、かかる本秘密情報の内容に関し、本契約に基づく秘密保持義務に服するものとする。
4. 情報受領者は、本件業務もしくは本契約が終了した場合、その終了の事由を問わず、相手方より請求があった場合又は秘密情報が不要となった場合は、相手方の指示に従って直ちに秘密情報及びその複製物を返還し、又は相手方の指示に従ってそれらを破棄又は廃棄するものとする。

第5条(知的財産権等)

1. 甲又は乙から相手方への秘密情報の提供又は開示は、明示黙示を問わず、秘密情報及びそこに含まれるノウハウ、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権についての相手方に対する使用権、実施権、ライセンスの付与若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。
2. 秘密情報の開示を受けた場合、情報受領者は、秘密情報の中に、知的財産権になりうる情報が含まれていたとしても、国内外において特許申請行為等その情報に関する権利又は利益を相手方から奪う行為を自ら行わず、また自己の役員・従業員を含む如何なる第三者にも行わせないものとする。

第6条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、暴力団関係企業、暴力団関係者、その他これらに準ずるもの(以下、「反社会的勢力」という。)の排除に関して、自己または自己の役員または従業員について相互に下記条項を表明し保証する。

- (1) 反社会的勢力ではないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的関与していないこと
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと
 - (4) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
 - (5) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行わないこと
 - (6) 偽計または威力を用いて業務を妨害し、または信用を棄損しないこと
 - (7) その他前各号に準ずる行為を行わないこと
 - (8) 上記(1)乃至(7)について、過去・将来にわたり該当しないこと
2. 甲および乙は、相手方が前項に違反した場合には、催告を要せず本契約の全部または一部を解約することができる。また、これにより解約をした者が損害を被った場合、相手方に対して当該損害賠償の請求をすることができる。

第7条(損害賠償)

情報受領者による本契約上の義務違反あるいは情報受領者の責めに帰すべき事由により、情報開示者が損害を被り、または損失、責任、費用等を負担することとなった場合には、情報受領者は、相当因果関係の範囲内でその損害等を情報開示者のために賠償するものとする。

第8条(非保証)

甲および乙は、本契約の締結によっては、本件に関し、本契約に定めるもの以外は相互に何らの権利を取得し、または義務を負うものではないことを相互に認める。

第9条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、甲または乙が期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し書面による本契約を終了させる旨の通知を行わなかった場合には、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、契約終了後も1年間は、本契約に基づく秘密保持義務は存続するものとする。

第10条(協議解決)

本契約に規定のない事項および本契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲および乙は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決するものとする。

第11条(準拠法)

本契約は日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈されるものとする。

第12条(裁判管轄)

本契約に起因しまたは関連して生じた一切の紛争に関しては、東京地方裁判所をもってその専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲および乙が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

以 上

西暦 年 月 日

甲 :(住所)

(代表者)

(氏名)

乙 :(住所)

(代表者)

(氏名)

秘密保持に関する確約書

御中

_____ (以下、「甲」という)は、_____ (以下、「乙」という)に対し、甲は_____ (以下「本件」という)の検討にあたり、以下の通り、確約する。

第1条(定義)

本書において秘密情報とは、本件のために交渉しているという事実、および文書、口頭または電子媒体によるとを問わず、乙より甲に対し秘密情報である旨明示したうえで開示された本件に関する情報をいう。ただし、次の各号いずれかに該当するものについては、この限りではない。

- ① 開示された時点で、すでに甲が入手していた情報
- ② 開示された時点で、すでに公知の事実となっていた情報、または開示された後に甲の責めによらずして公知となった情報
- ③ 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限を付されずに開示された情報
- ④ 秘密情報によらずして甲が自ら作成または開発した情報

第2条(秘密保持義務、目的外使用の禁止)

甲は、秘密情報を、乙の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとし、また、これを本件の検討以外の目的には使用しない。ただし、次の各号の場合は、この限りではない。

- ① 甲が、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、アドバイザー等の外部の専門家に、本件の検討のために必要と認めて開示する場合
- ② 甲が法令等により開示義務を負い、または裁判所・税務当局・金融当局・捜査当局等から正当な権限に基づき開示を求められた場合

第3条(有効期限)

本書の効力は、本日より3年経過後まで存続する。

第4条(秘密情報の返還)

甲は、乙から合理的な理由により秘密情報の返還を求められた場合は、遅滞なく、乙から有形の媒体により提供を受けた秘密情報の原本を返還し、その複製物を破棄する。ただし、法令または監督官庁その他の公的機関の規制、命令、ガイドライン等により本件の検討の記録を保存することが求められている場合にはこのかぎりでない。

第5条(暴排条項)

甲は、乙に対し、甲が反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはまたはこれに準ずるものをいう。)又は反社会的勢力と密接な関係を有する者(以下、併せて「反社会的勢力等」という。)でないこと、もしくは反社会的勢力等に資金提供またはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力または関与していないことを表明し、かつ、保証する。

第6条(損害賠償)

p. 5

“VCP”

www.veritas-partners.com

乙は、甲が本書に定める事項に違反したときは、甲に対し、相当因果関係の範囲内でその被った損害の賠償を請求することができる。

第7条(協議事項)

本書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第8条(準拠法・管轄裁判所)

本書は日本法に準拠し、日本法をもって解釈される。本書に関する事項につき訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

西暦 年 月 日

甲 : (住所)

(代表者)

(氏名)

